

文化財保存修復学会大会の開催運營業務  
(令和4年度・令和5年度・令和6年度大会)  
業務委託要項

一般社団法人文化財保存修復学会  
理事長 三浦定俊

1. 趣旨

文化財保存修復学会（以下「学会」という）会員の最新の研究成果及び情報発信の場として、また、保存修復の在り方に向けて活発な議論の場として大会を開催する。そこで、大会を円滑に進めるための大会事務局を公募し、審査のうえ、業務委託する。

2. 委託業務の内容

学会会員等の協力を得て、文化財保存修復に関する研究成果の口頭発表会場、ポスター発表会場及び機器展示コーナーの設置運用等を実施する。

なお、業務の範囲は下記の通りとし、学会と調整の上実施する。

- (1) 大会実施運営計画の企画・立案
- (2) 大会開催会場の借用契約の締結
- (3) 会員、大会出席者及び機器展示企業等との連絡調整
- (4) 大会会場との連絡調整、会場設営、必要機材等の手配
- (5) 大会開催周知、開催案内、研究発表要旨集の印刷手配・印刷
- (6) 大会登録料の徴収・管理
- (7) 大会運營業務
- (8) 大会開催時の業務完了報告書等の作成
- (9) その他大会開催に必要な業務

3. 業務を委託する対象

上記2について、実施・運營業務等を円滑に実施することができる団体等。

4. 委託期間

3年間の学会大会の開催運営を委託業務とし、委託契約は毎年度ごとに行う。各年度の委託期間は、委託を受けた日から業務完了の日または支出清算が完了した当該年度の9月30日までとする。

5. 委託手続き

- (1) 受託者が各年度の業務の委託を受けようとするときは、当該年度の業務計画書等を学会に提出すること。

(2) 学会は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、受託者に対して当該年度の業務を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) 学会は、予算の範囲内で実施に要する経費（賃金・旅費・借損料・消耗品・会場費・印刷費・会議費・通信運搬費・雑役務費・一般管理費）を委託経費として支出する。
- (2) 大会登録料（会員及び非会員）は大会運営経費にあて、委託経費の一部とする。
- (3) 大会の開催に当たり、機器展示企業から得た展示ブース使用料、研究発表要旨集に掲載する広告掲載料等は大会運営経費にあて、委託経費の一部とする。
- (4) 学会は、受託者が本契約の定め違反したとき、または、委託業務の遂行が困難であると認められたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7. 業務完了の報告

受託者は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、支出明細領収書等を添付の上、各年度の委託期間の終了日となる9月30日までに、学会に提出しなければならない。

## 8. 委託費の額の確定

- (1) 学会は、上記7より提出された委託業務完了報告書について調査・審査し、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれかの額とし、当該年度分の経費を支払う。

## 9. その他

- (1) 学会は、受託者による業務が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 学会は、委託業務の実施に当たり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うと共に、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 学会は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、実態調査の結果によって、業務委託が困難と判断した場合は、学会から契約の解除を通知することができる。この際、支払い等については、別途、学会と受託者の間で協議するものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

以上